

## 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討における論点整理

## 目次

武蔵野市の現状.....	1
論点 1-1 パートナーシップ制度の目的.....	1
論点 1-2 根拠規定を何に置くか.....	3
論点 2 制度のあり方.....	5
2-1 制度の種類.....	5
2-2 制度の対象者.....	10
論点 3 申請要件.....	14
3-1 居住地.....	14
3-2 その他の申請要件.....	15
論点 4 証明書等の交付に関する事.....	17
4-1 提出書類.....	17
4-2 通称使用の可否.....	18
4-3 手数料.....	19
4-4 名称・発行形式.....	21
4-5 届出の仕方.....	23
論点 5 有効性に関する事.....	24
5-1 宣誓書等の保存期間.....	24
5-2 パートナー解消時の取扱い.....	26
5-3 転出時の取扱い.....	27
5-4 パートナー死亡時の返還.....	28
論点 6 他の自治体との相互利用について.....	29

## ※補足事項

＜審議会が出された意見＞欄は、審議で委員から出された様々な意見を列挙したものであり、審議会としての方針を示したものではありません。

## 武蔵野市の現状

### (1)武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年4月施行)

男女の別だけではない多様な性の在り方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関りない男女平等社会の実現を目的とした。

性別等：男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう)を含む。)

### (2)武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和5年度)の策定

基本施策3に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

### (3)武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～令和11年度)」の基本目標1に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3平和・文化・市民生活」における基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

## 論点1-1 パートナーシップ制度の目的

武蔵野市のこれまでの取組を経て、パートナーシップ制度の目的を以下の2点とし、パートナーシップ制度の導入を検討する。

- 性的指向・性自認に係る日頃の生きづらさを緩和する。
- お互いを人生の伴侶として日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する。

### <審議会で出された意見>

#### 【制度設計】

- ・法律婚をしている配偶者に615件の特権(権利・義務・責任)があるように、パートナーシップ制度を導入することで性的マイノリティの方ができるだけ同等の権利を得られるような制度になるとよい。
- ・パートナーシップ制度の対象者の要件は、先行自治体を参考にするとよい。
- ・医療や住居など事実婚に準ずる効果がある制度を導入するのであれば、導入後の先まで考えて制度設計するとよい。期待できる制度だと思う。
- ・先行自治体の宣誓書受領証はどのように運用されているか。宣誓書受領証を実際に見せて医療や住居などの契約をしている状況があるか。
- ・パートナーシップ制度を検討する場合、性的指向、性自認だけでなく、相続、財産の問題、関係解消時まで大きく考えておく必要がある。

#### 【制度の効果について】

- ・市内の不動産業者や病院に証明書を持って行った際に、事実婚と同様に配慮がなされるのか懸念している。
- ・パートナーシップ制度の効果について、住居、病院、生命保険の受取等が書いてあるが、介護契約等の大きな効果が得られる場合、公正証書等法的な効力を有するものでの契約だとより安心である。

#### 【制度の周知について】

- ・パートナーシップ制度によって活用できることの効果をどのように周知していくかが課題である。老人ホームでは成年後見の契約が多いが、医療同意ができなかったり、死亡後は対応できない等あるので、制度の周知が大事である。

## 論点1-2 根拠規定を何に置くか

### 【事務局案】

- ・制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・議会での議決を経て制定されるので、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。
- ・制度として安定性がある。
- ・法規であるため、強制力をもち、市民にも責務が課される。
- ・条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- ・条例を改正することで、幅広く周知でき、制度の効果に期待できる。

#### ➤ 検討事項

- ・「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の改正内容を検討する。（別資料「条例改正における検討資料」を参照。）

### <審議会が出された意見>

#### 【根拠規定について】

- ・法的根拠、安定性、周知の面を考えると、きちんと議会の議決を経て成立する条例がよい。
- ・パートナーシップ制度は、議会ですっかりとした議論をやるべきではないかという意見を賜っている。今の議会の中でも、新規条例、又は条例改正でやった方がよいと感じている。
- ・条例にして制度を固めておけば、首長の交代により制度が変わることがないので、大枠は条例で決める方が望ましい。高い効果や独自要件を定めると、相互利用しにくくなる可能性があるのかもしれないが、何を重視していくのかも含めて議論した方がよい。
- ・条例が可能であれば、周知や効果の面で期待できる。新条例でも、条例改正で新たに条項が追加されたとするとアナウンスしやすいと思う。
- ・公正証書の提出の有無等、条例か要綱かに重ね合わせて議論を進める。選択肢を多くもてることがよい。
- ・パートナーシップ制度による最終的な効果の違いによって、たとえば医療同意、介護契約ができる等が有効になるのかによって、条例か要綱かどちらがいいのか考えていく必要がある。
- ・武蔵野市の議員はこの条例作成にあたって理解をしている方が多いので、条例改正がよい。
- ・武蔵野市の議員の間で理解が深まっているのであれば、条例を改正し、市内の業者の方をお願いするにあたって、議員と市が一丸となってこの問題に取り組んでいるという姿勢を見せることが有効かと思う。

#### 【条例を根拠規定とした場合】

- ・新たな条例を制定するか、現条例を改正するかについては、中に入る条項が同じであれば効果の違いはないので、どちらでもよい。国で同性婚の制度ができれば、自治体のパートナーシップ制度は役目を終えると思うので、条例の場合、独立した新しい項を立ててまとめておくとよい。

## 《審議経過》

### ① 条例

【自治体】（4／51 自治体<sup>1</sup>）

渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」（新規）

豊島区「豊島区男女共同参画推進条例」（改正）

総社市「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」（新規）

港区 「港区男女平等参画条例」（改正）

- 議会での議決を経て制定されるので、議論が丁寧になされ、市の方針として同意が得られる。
- 制度として安定性がある。
- 法規であるため、強制力をもち、市民にも責務が課される。
- 条例に違反した場合の罰則を設けることができる。
- 社会的なインパクトが大きい。
- 現在ある条例（武蔵野市男女平等の推進に関する条例）を改正するのか、新たに条例を制定するのか。

### ② 要綱

【自治体】（47／51 自治体）

- パートナーシップ制度を導入している自治体の多くが要綱を根拠にしている。
- 自治体内部の事務処理にかかる規定なので、首長権限で制定できる。
- 議会での議論・議決を得ずに制定されるため、制度内容等に対し市民・議会の同意が得られない可能性がある。
- 市民に義務を課し、権利を制限できない。
- 条例を根拠とするよりも、法的拘束力が弱い。
- 議会での議決を経ないため、市としての姿勢が市民・議会に対し十分に伝わらない可能性があり、丁寧な説明が必要となる。

※相模原市は規則で定めている。

---

<sup>1</sup> パートナーシップ制度導入自治体数（2020年5月17日現在）

## 論点2 制度のあり方

### 2-1 制度の種類

#### 【事務局案】

- ・宣誓と宣誓書受理証の交付、パートナーシップ関係の確認・証明の併用型とする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓<sup>2</sup>（宣誓書を提出）し、宣誓書等受理証の交付を受ける。併せて公正証書等を提出した場合、公正証書等受理証の交付を受ける。
- ・自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。また、公正証書等を提出した場合には、当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広めることを目的とする。
- ・宣誓とパートナーシップ関係の証明のそれぞれの利点を補い合うことができ、当事者の希望に合わせて選択できるようにすることで、より多くの方が制度を利用できる。
- ・公正証書の提出は選択制にして、提出された場合には受理証を交付する。

#### ➤ 検討事項

- ・併用型の仕組みを2階建て型とするか、選択型とするか。
- ・公正証書の受理にあたっては、作成への支援のしくみの検討も必要であると考えられる。

#### <運用案>

##### (1) 2階建て型

宣誓を基本とする。同時に公正証書等の提出も希望する場合、公正証書等の受理を行い、公正証書等受理証の交付を行う。

自治体：中野区

メリット：宣誓に加え公正証書等の提出を希望する方の意に沿うことができる。

デメリット：公正証書等を作成している場合、公正証書等で公的にお互いの関係を確認しているため、改めて市に宣誓をすることを希望せず、公正証書等受理証のみの発行を希望する対象者がいる可能性がある。

##### (2) 選択型

###### 3パターンの選択制

……宣誓書のみ提出・公正証書のみ提出・宣誓書と公正証書を共に提出の選択制。

自治体：なし

メリット：選択肢が多いことで、希望するパターンに沿うことができる。

デメリット：パターンが増えることで、効力に差があるように捉えられる可能性がある。

<sup>2</sup> 性的マイノリティの方とそのパートナーの方が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常生活を共にしていくことを誓うことをいいます。

### <審議会が出された意見>

#### 【制度の種類について】

- ・併用型がよい。公正証書を提出しないとすると、法的効力を得たい人が不自由になり、全員に公正証書を求めると、宣誓だけしたいカップルが不自由になるので、当事者の希望により選択できるのがよい。
- ・併用型がよい。権利を安定させるには公正証書は大事であると思っているが、同時に自由度があったほうがよい。
- ・併用型がいいと思うが、要綱だと公正証書の提出を求めるのは難しいか。条例は議会を通すのが難しいか。条例と要綱のそれぞれのよさを考えるとよい。一方で、要綱だと首長が変わると制度が変わる可能性があり不安定である。どういう方向でいくのか方向性を考えられるとよい。
- ・併用型がよい。公正証書の利点は、何かあったときに宣誓書受領証だけではなく公正証書も合わせて出せると、より関係が確認しやすいのではないか。
- ・後発の市なので、配偶者や内縁関係の方に認められる権利を可能な範囲でひろく認められる制度設計にしたい。しかしそのためには、要件を高くする必要があり、逆に利用者が狭まってしまうので、③の併用型がよい。敷居を低くして効果が軽いものと、比較的効果は認められるが、ある程度の要件が必要なものの2つから選択できるとよい。

#### 【公正証書について】

- ・公正証書作成には費用がかかるが、法律的婚姻にはかからないため、知恵を出す必要がある。
- ・公正証書という形にしないと、人と人との合意が法的な効果を結ばないということではない。書面があるその後で合意内容を確認しやすいということであり、公正証書という形にしなければならないのかどうかというところは別に議論があってもよい。費用面は補助金を出す等の方法でクリアできるのではないか。

## 《審議経過》

### ① 宣誓と宣誓書受理証交付

#### 目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。

#### 趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。

【自治体】世田谷区、千葉市など（48/51 自治体）

- 世田谷区…「人権尊重」の取組のひとつとして、同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップルの方の気持ちを受け止める。
- 千葉市 …パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明する。
- 江戸川区、豊島区は「宣誓」という言葉は用いないものの、類する制度である。  
江戸川区…当事者がパートナーシップ関係を区に申し出て、区は申出書受領証を交付する。  
豊島区 …当事者がパートナーシップ届を区に提出し、区は受理証明書を交付する。

#### 採用した場合

- 公正証書作成の費用がかからないため、当事者の経済的負担が軽い。

#### ➤ 検討事項

- 2人の宣誓を自治体が受け止める、という形式なので、2人の法的な関係性は保証されない。
- 公正証書の提出がある場合に比べて関係性の確からしさが弱い。
- 他の自治体に転出するときにパートナーシップ証明の返却を求める自治体が多いので、公正証書がないと当事者2人の関係性を保障する力が弱い。

※那覇市、小田原市は、「宣誓と宣誓書受領証交付」の形式ではなく、「パートナーシップ登録」の証明書を発行する形式を取っている。

## ② パートナーシップ関係の確認、証明

### 目的

当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

### 趣旨

当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、自治体から証明を受ける。

【自治体】渋谷区（公正証書2種類<sup>3</sup>提出）

港区（公正証書または私文書認証を受ける）

（2/51自治体）

- ・渋谷区…当事者2人がパートナーシップ関係にあることを、公正証書に基づいて申請し、区長が一定の条件を満たしたものについて、パートナーの関係であることを証明し、パートナーシップ証明書を発行する。
- ・港区 …パートナー関係にある2人が結んだ共同生活に関する契約を、区が確認しカードを交付する。契約については、公正証書または私製の契約書を選択できる。

### 採用した場合

- ・契約によって義務や権利を定めることで、婚姻に近い形のパートナーシップになる。
- ・転居しても法的関係性は変わらない。

### ➤ 検討事項

- ・公正証書を準備するための時間的、経済的負担がかかり、制度利用のハードルとなる。
- ・自治体で契約書の必須事項を定めるか。何を必須事項とするか。
- ・法律婚は特別な費用を必要としないため、法律婚との差を感じやすい。

---

<sup>3</sup> 任意後見契約の公正証書、合意契約公正証書

### ③ ①と②の2階建て型

#### 目的

自治体が宣誓書の受理を証明することで、当事者の気持ちを受け止める。また、公正証書等を提出した場合には、当事者2人がパートナーシップの関係にあることを、自治体が認めることで、人権尊重の理念と多様性への理解を広める。

#### 趣旨

当事者2人が、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。併せて公正証書等を提出した場合、公正証書等受理証の交付を受ける。

【自治体】中野区（1／51自治体）

- ・中野区…当事者の希望で、①の宣誓と宣誓書受領証交付のみ、または①と併せて②公正証書等受領証の交付を受けることを選べる2階建て型である。

#### 採用した場合

- ・公正証書の提出は選択制にして、提出された場合には受理証を交付する。
- ・当事者がそれぞれのニーズに合わせて選択できる。

#### ➤ 検討事項

- ・公正証書を提出された場合、市は受理証を発行するのか、2人の関係を証明する証明書を発行するのか。

### ④ ①と②の選択型

#### 目的

③と同上

#### 趣旨

当事者2人が宣誓書の提出を選択した場合、パートナーシップ関係を自治体の首長に対して宣誓（宣誓書を提出）し、宣誓書受理証の交付を受ける。公正証書等の提出を選択した場合、公正証書等受理証の交付を受ける。

#### ➤ 検討事項

- ・宣誓のみか、公正証書の提出をもって証明を受けるかのいずれかを選べる。
- ・現時点では、このタイプを採用している自治体はない。

## 2-2 制度の対象者

---

### 【事務局案】

- 性的指向・性自認により、生きづらさを感じている方を対象とする。なお、異性間であっても、日頃の生きづらさを感じている方を対象とする。

### ➤ 趣旨・説明

- 性的指向・性自認を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含めて、より幅広い対象者が制度を利用できる。
- 事実婚を含めることで、異性間も対象となり、同性カップルだけでなくトランスジェンダーの方も対象となる。
- 性的指向・性自認によらず利用できるため、性別等によらない生活保障の平等化が進む。
- 事実婚や内縁関係にあるカップルにとっては、既存の婚姻制度等への生きづらさの解消、軽減につながる。

### <審議会で出された意見>

- ・性自認・性的指向を問わず誰でも対象にしてはどうか、事実婚のカップルも含め広く対象とする。
- ・性自認・性的指向を問わない制度がよい。選択的夫婦別姓が認められていない日本において、パートナーシップ制度において、事実婚の認知が広がるきっかけにもなる。
- ・事実婚を含めると、「同性カップルの生きづらさの緩和という目的から逸れる」と検討事項にあるが、意図した効果が得られるのであれば、異性カップルにも同様の効果が得られるとしても目的から逸れることはない。また、「制度を利用することで意図しないカミングアウトを防げる」と検討事項にあるが、公表されるわけでもないのだから当てはまらないのではないか。
- ・事実婚の方はいろいろな形で権利が守られているので、この制度があっても使う方がいるのか。事実婚を含めるかどうかで、先行自治体の利用件数に差が出ているかどうかわかれば、意義がわかるかと思う。事実婚を含めることに意味がないわけではない。できるだけ幅広い対象の制度にすることは意味があることである。
- ・性自認・性的指向を問わないがよい。検討事項に、異性カップルを含めることで、「生きづらさを感じている人がいるという現実の不可視化につながる」と書いてあるが、LGBT 等以外でも生きづらさを感じている人が救えたらよい。異性カップルであっても既存の結婚制度に生きづらさを感じているのであれば、パートナーシップ制度で守られたらそれでよい。
- ・性自認・性的指向を問わないがよい。選択的夫婦別姓が認められていない日本において、事実婚の方の利用も多いのではないか。
- ・性自認・性的指向を問わないがよい。生きづらさを感じている人も含めて、すべての人を対象とした制度ができるとうい。
- ・性自認・性的指向を問わないがよい。多様な性を生きる人々ということは、同性愛、異性愛を含めて多様な性を生きるのだから、性自認・性的指向を問わないがよい。
- ・性自認・性的指向を問わないがよい。事実婚の方に対して、性的マイノリティの問題とかけ離れているという指摘もあるが、最終的な目的があるのであれば、事実婚の方も含めてより幅広く制度を利用できる形にするのがよい。
- ・性自認・性的指向を問わないとして内縁の方たちを入れる場合、夫婦別姓の方が同性婚より早く認められる可能性が高い。内縁の方たちについてこの制度を設けていることのメリットの方が先に不要となる可能性が高い。内縁の方の規定は1つの括りなど、たとえば、パートナーシップ制度を準用するというように、別づくりにしておいた方が、後々を考えると適切な条文の作り方になる。

## 《審議経過》

### ① 同性同士のみ

#### a. 戸籍上の性に基づく同性

【自治体】渋谷区、中野区など

- ・性自認上同性の場合は利用できないため、すべての性的マイノリティの方が利用できる制度ではなくなる。

例：戸籍上男性・性自認男性の方と戸籍上女性・性自認男性の方

→性自認に基づけば同性だが、戸籍上の性に基づけば異性

→法律婚も可能だが、婚姻届の「夫となる人」「妻となる人」の文言で利用をためらう可能性がある。（当事者の望まない関係になってしまう）

#### b. 性自認上の同性も含む（戸籍上の性は問わない）

【自治体】世田谷区、文京区

#### ➤ 検討事項

- ・戸籍上も異性、性自認上も異性となるような双方がトランスジェンダー<sup>4</sup>の場合は対象外になってしまう。

例：戸籍上女性・性自認男性の方と戸籍上男性・性自認女性の方

→戸籍上の性に基づけば異性、性自認上も異性

- ・Xジェンダー<sup>5</sup>が含まれない

### ② 一方又は双方が性的マイノリティの方

【自治体】豊島区、港区など

- ・豊島区…「いずれか一方、または双方」

- ・港区 …「性的マイノリティの二人」

- ・性自認上同性の場合も、双方がトランスジェンダーの場合、双方又はいずれか一方がXジェンダーの場合も含まれるため、広く性的マイノリティの方が利用できる。

#### ➤ 検討事項

- ・自治体が「性自認」を確かめる方法がないため、事実婚カップルも実質利用可能。

#### ➤ ①、②に共通する検討事項

- ・対象が、性的マイノリティの方に限定されるため、制度を利用することで意図しないカミングアウト<sup>6</sup>につながる可能性がある。（①②に共通）

---

<sup>4</sup> 性同一性障害など性自認と身体の性が一致しない人等

<sup>5</sup> 性自認が中性である又は性別を決めたくない人

<sup>6</sup> これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認などを本人が表明すること

### ③ 性的指向・性自認を問わない

【自治体】 千葉市、横須賀市、鎌倉市、横浜市、古賀市など

- 千葉市 …互いを人生のパートナーとし、対等な関係で協力しあう2人の関係を形成しようとする方々
- 横須賀市…同性カップルの方々に限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、ジェンダークィア、アセクシュアルの方々
- 横浜市 …同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（からだの性とところの性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシャル（無性愛者＝恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）など、一方又は双方が性的少数者の方々、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々
- 事実婚関係にある異性カップルもパートナーシップ証明が可能になる。  
（事実婚関係にある場合、住民票に「妻（未届）」と記載することで事実婚関係の証明をすることも可能だが、「夫」「妻」という関係に抵抗を感じている2人にとってはパートナーシップ関係だけを証明する制度の方が利用しやすいと考えられる。）
- 性自認・性的指向によらず、利用できるため、性別等によらない生活保障の平等化が進む。

#### ➤ 検討事項

- 千葉市は、同性カップルに限定しないことで、パートナーシップ宣誓制度を利用することが意図しないカミングアウトにつながることを防ぐとしている。
- 事実婚関係にある異性カップルを含めることで、パートナーシップ制度導入の目的である「多様な性を生きる人々の日頃の生きづらさの緩和」から目的が逸れる。生きづらさを感じている人がいるという現実の不可視化につながるという考え方がある。

## 論点3 申請要件

### 3-1 居住地

#### 【事務局案】

- ・宣誓書受理証の交付の場合は、2人が市内に住所を持っている。なお、同居を基本とするが、別居の場合も認めるものとする。
- ・公正証書等受理証の交付の場合は、少なくとも1人が市内に住所を持っている。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・受理証が地域に受け入れられ、実行性のあるものにするため、市長に宣誓し宣誓書を受理する宣誓書受理証の交付の場合は、宣誓する2人が市内に住所を有する（予定含む）ことを求める。また、公正証書等受理証の交付の場合は、公正証書等自体に実行性があるため、少なくとも1人が市内に住所することで交付を可能とする。
- ・同居していない（しにくい）当事者の方もいる実情に合わせて、同居・別居を問わないことで、より幅広い対象者が制度を利用できる。

#### ➤ 検討事項

- ・同居を条件としない場合、世帯を基準とする市の制度が利用できない可能性が高い。
- ・他の自治体で、他のパートナーとパートナーシップ制度を利用する可能性がある。

#### <審議会が出された意見>

- ・居住地は片方どちらかが武蔵野市在住がよい。
- ・少なくともどちらか一方が市民がよい。
- ・相互利用を考えた上で、他自治体とだいたい同様にするのがよい。
- ・いずれか1人が市内に住所を持っているがよいが、市内に住所をもっていなくてもよいは画期的であると思う。在勤・在学等、間口が広くて武蔵野市らしく、思い切った考えもよい。
- ・いずれか1人が市内に住所を持っているがよい。同居は求めなくてもよい。
- ・市内に住所をもっていなくてもよい
- ・いずれか1人が市内に住所を持っているが現実的である。
- ・在勤・在学の住所を持たない方を含めるかについて具体的に考えると、市内の企業に勤める方で、住まいが制度を持っていない場合、証明によって得られる効果を得られないことがある。特に在勤の方で、武蔵野市の方でもパートナーシップ制度を受けることにメリットがあるのではないかと。武蔵野市民を条件とした要件でしか使えないもの、市営住宅等、については結果的に使えないが、在勤・在学の方にひろげることでデメリットがないのであれば、間口を広げてもよいのではないかと。必要とされる制度ではないかと思う。

### 3-2 その他の申請要件

---

#### 【事務局案】

- 年齢は成人（満 20 歳以上）に達していること。  
（民法改正により、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降は「満 18 歳以上」となる）
- 現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- 近親者でないこと。なお、パートナー関係に基づいた養子縁組については、認めることとする。

#### ➤ 趣旨・説明

- 年齢要件は、契約など自らの意思で物事を決めることができる「成人」を要件とする。
- 先行自治体の例にならう。

#### ➤ 検討事項

- 近親者とは、民法上(民法 734 条～736 条)の定義とし、そのうち、736 条に規定する養子・養親等を除くこととして良いか。(734 条：直系血族又は三親等内の傍系血族、735 条：直系姻族)

#### <審議会での主な意見>

- 年齢は選挙権と同様に 18 歳以上がよい。
- 年齢は成人がよい。

## 《審議経過》

ほとんどの自治体で、申請要件は以下の通りとなっている。

- (1) 居住地
- (2) 年齢（民法上の成人であること）
- (3) 現に婚姻していない、パートナーシップを結んでいないこと
- (4) 近親者でないこと

(2)～(3) はいずれの自治体でも同様のことが定められているが、(1) 居住地に関してはいくつかのパターンに分けられる。

### ① 双方が当該自治体に住所を持っている（あるいはその予定である）

【自治体】 多数

- ・自治体内でパートナーシップを重複して結んでいないか確認することができる。
- ・制度利用を目的に他の自治体から人が移動してくる可能性がある。

#### ➤ 検討事項

- ・双方が同一自治体に住所を持っている場合、同居を要件とするか。  
（渋谷区は別居可を明記している）

#### ➤ 検討事項(①、②、③に共通)

- ・自治体外で結んでいるパートナーシップ（転入前に結んだパートナーシップ）については確認することができず、多くの自治体で申請条件になっている「他の人とパートナーシップを結んでいないこと」を確かめることができない。(①②③に共通)

### ② いずれか一人が市内に住所を持っている

【自治体】 千葉市、港区など

- ・多くの人が制度を利用できるようになる。

### ③ 市内に住所を持っていなくてもよい

【自治体】 国立市（令和3年4月導入予定）

- ・在勤、在学の方も制度利用できるようにすることで、性的マイノリティへの理解が進む。
- ・性別等に関わらず平等なまち、という姿勢の表明

## 論点4 証明書等の交付に関すること

### 4-1 提出書類

#### 【事務局案】

- 提出書類は、以下の通りとする。

申請書	
パートナーシップ制度届出にあたっての確認書	
本人確認ができる書類	
独身を証明する書類	戸籍謄本または戸籍抄本
	独身証明書
住民票(写し含む)または住民基本台帳カード	
公正証書※	

※公正証書については、論点 2-1 に掲載

#### ➤ 趣旨・説明

- 申請できる人に求めている書類は、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票（写し含む）または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」が必要となる。
- 外国籍の方が制度を利用する際には、婚姻要件具備証明書（いわゆる独身証明書）の提出が必要となる。

#### 《審議経過》

（上記と同様のため、省略）

## 4-2 通称使用の可否

### 【事務局案】

- ・ 戸籍氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
- ・ 通称名を使用した場合においては、受理証等の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

### ➤ 趣旨・説明

- ・ 性自認の違和を感じている当事者にとって、性自認と同一であり日常生活で使用している氏名となる通称名を尊重する必要がある。

### <審議会が出された意見>

- ・ 通称名も使用可で、証明書等の裏面に戸籍氏名を表示するのがよい。見られたくない人には、名前部分が隠れるようなクリアケースがある。必要なときにすぐみられるものがよい。
- ・ 通称名も使用可にしてほしい。結婚すると苗字を同性にしないといけないということを、国として法律で定めているのは世界の中で日本だけである。通称を可にするために必要であれば、証明書等の裏面に戸籍氏名を書くことよいが、そうしなくても通称が可ならよい。
- ・ 通称名も使用可がよい。パートナーシップ制度を利用する方の気持ちに寄り添ったものにするために、通称名の使用は必要だと思う。
- ・ さいたま市パートナーシップ宣誓制度では、宣誓書は「氏名」であって氏名の欄の後ろに「(戸籍上の氏名)」と書いてある。通称名と戸籍上の氏名が異なる場合、先に通称名を書き、次に戸籍名を書く。カードの場合は、裏面に戸籍上の氏名を書く形式としている。多くの自治体では宣誓書等に、先に戸籍上の氏名を書き、通称名があればそれも書くという順番だが、さいたま市は逆になっている。その方法も参考にしてほしい。

## 《審議経過》

### ①戸籍氏名のみ使用可

- ・戸籍氏名と証明書等に記載する氏名が一致することで、パートナー関係にある二者が明確になる。

#### ➤ 検討事項

- ・当事者の戸籍名への違和感などに配慮することができない。

### ②通称名も使用可

【自治体】中野区、豊島区など

- ・当事者の戸籍名への違和感などに配慮することができる。
- ・通称名の使用を認めている自治体では、証明書等の裏面に戸籍氏名を記載している。

#### ➤ 検討事項

- ・証明書等の裏面に戸籍氏名を表示するか。
- ・通称名の確認ができるものの提示を求めるか。
- ・戸籍氏名で社会生活を送り、パートナーシップ関係においては通称を使用したい場合、通称名の確認のための書類（郵便物等）が用意できない可能性がある。

## 4-3 手数料

---

### 【事務局案】

- ・無料とする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・婚姻と同等の取り扱いとする。

#### ➤ 検討事項

- ・再発行の場合も無料とするか。

### <審議会で出された意見>

- ・無料ではどうか。
- ・発行するものにもよるが、一度しか出さないもので、手数料で 300 円くらいとるのはいいのではないか。住民票も同様の値段である。強い反対意見があるのであれば、それほどのコストでもないので、手数料をとらなくてもよい。

## 《審議経過》

### ① 無料

【自治体】多数

- ・現状、多くの自治体では、提出書類の発行手数料は自己負担としているが、宣誓書受理証、宣誓証明書等の発行手数料については無料としている。
- ・費用がかからないので、制度を利用しやすくなる。

### ② 証明書やカード交付の手数料を必要とする

【自治体】渋谷区

- ・自治体の手数料収入になる。
- ・発行手数料だけを必要とするという点では、住民票等の発行と変わらない。

## 〈参考〉武蔵野市の証明書手数料一覧

手数料一覧(平成29年4月1日改正)

種別	単位	窓口	郵送	自動交付機 コンビニ
戸籍全部・個人事項証明書	1通	450円	450円	450円
除籍全部・個人事項証明書	1通	750円	750円	取り扱いなし
除籍(改製原戸籍)謄本・抄本	1通	750円	750円	取り扱いなし
戸籍届書の受理証明書	1通	350円	350円	取り扱いなし
戸籍届書の賞状型受理証明書	1通	1400円	1400円	取り扱いなし
戸籍記載事項証明書	1項目	350円	350円	取り扱いなし
除籍記載事項証明書	1項目	450円	450円	取り扱いなし
身分証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
戸籍の附票	1通	300円	300円	200円
不在籍証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
住民票の写し(現在)	1通	300円	400円	200円
住民票の写し(除票・改製原)	1通	300円	400円	取り扱いなし
住民票記載事項証明書	1通	300円	400円	取り扱いなし
不在住証明書	1通	300円	300円	取り扱いなし
印鑑登録証	1件	300円	取り扱いなし	取り扱いなし
印鑑登録証明書	1通	300円	取り扱いなし	200円
住民基本台帳の閲覧	1人30分ごと	600円	取り扱いなし	取り扱いなし
住居表示台帳の閲覧	1人30分ごと	300円	取り扱いなし	取り扱いなし
年金現況届	1通	公的年金無料、企業年金300円	取り扱いなし	取り扱いなし

#### 4-4 名称・発行形式

---

##### 【事務局案】

- ・名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。
- ・受理証等は A4 サイズと携帯できるサイズを発行する。

##### ➤ 趣旨・説明

- ・携帯できるカードサイズの受理証を発行することで、必要な時にすぐ取り出すことができる。

##### <審議会で出された意見>

- ・名称は「武蔵野市パートナーシップ制度」ではどうか。「みなとマリージュ制度」のように、おもしろい名称を募ってみてもよい。受領証等の形態は、カードサイズで携帯できるものがよい。
- ・発行形式について、受領証は、参考例に出ていた免許証くらいの大きさがよいと思った。
- ・書面の形態は、両方でもよいが、携帯サイズで水をはじくようなものがよい。いざという時に財布からすぐ取り出せることが重要である。

## 《審議経過》

### ① 名称

#### 先行自治体の名称

渋谷区	渋谷区パートナーシップ証明
世田谷区	同性パートナーシップ宣誓
中野区	中野区パートナーシップ宣誓
千葉市	パートナーシップ宣誓制度
豊島区	豊島区パートナーシップ制度
横浜市	横浜市パートナーシップ宣誓制度
港区	みなとマリアージュ制度

### ② 受理証等の形態・記載内容について

#### 受理証等目的・効果

- ・提示することで民間業者によっては婚姻関係や事実婚に準じて取り扱われる可能性がある。

#### 受理証等の記載事項

申請者 2 人の氏名、生年月日、住所	制度の趣旨、受理証等の説明
発行日	戸籍上の氏名(通称使用の場合)
公印	

※有効期間を記載している自治体もある。

#### 受理証等の形態

- ・多くは A4 サイズのものが交付される。
- ・携帯用のカードサイズの受理証等も交付する自治体が増えている。
- ・受理書等に市章や市の花、シンボル、キャラクターをいれたり、LGBT の象徴であるレインボーをデザインに入れたりしたものがある。また、デザインを複数用意し、選択できるようにしている自治体もある。

## 4-5 届出の仕方

---

### 【事務局案】

- ・ 2人での届出を基本とする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・ 申請書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続は行わず、2人揃って届出をする。

#### 《審議経過》

##### ① 2人で届出をする

- ・ 2人揃って職員の面前で宣誓書を記入する自治体もある。
- ・ 双方の合意を確認することができる。

##### ② 1人での届出も可

- ・ 2人揃う必要が無いので、届出がしやすくなる。
- ・ 双方の合意を確認することができない。

## 論点5 有効性に関すること

### 5-1 宣誓書等の保存期間

#### 【事務局案】

- ・宣誓書は、10年保存とする。一方、公正証書等は、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため、他市の事例をもとに10年保存を基本とする。一方、公正証書等については、公正証書等自体が効力を有するため、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。

#### <審議会で出された意見>

- ・期限と有効性のみを抽象的に取り上げても意味がない。どんな要件でどんな効果の制度設計をするのかということによって、制度設計との連動のさせ方で検討したほうがよい。
- ・10年で切れた場合、無効のものを出してしまう混乱があり、一般的な婚姻制度と同等にするなら有効期間は設けなくてよい。法律婚と同じでよい。
- ・結婚と同じく、保存期間を設けないでよい。
- ・更新制度は手続きが面倒である。

## 《審議経過》

### ① 保存期間を設ける

【自治体】世田谷区、千葉市、横浜市、江戸川区など

- 宣誓書等の保存期間を定めている自治体では、保存期間中ならば宣誓書受理証等を再交付することができる。
- 世田谷区、千葉市、横浜市では宣誓書等の保存期間は定められているが、宣誓書受理証等の有効期限や保存期間を過ぎた後の再申請の要不要については書いていない。宣誓書等の保存期間がそのまま宣誓の有効期限、宣誓書受理証等の有効期限というわけではない。
- 江戸川区は区のホームページに「受領証の有効期限」という見出しに続けて「申出書等の区に提出された書類の保存期限は、申出日から10年です。書類が廃棄される前に、再度、申出をしてください。」と記載している。受領証の様式には有効期限に関する記述は無いが、保存期間を申出書等の「有効期間」とし、再度申出をすることを明記している。

#### ➤ 検討事項

- 保存期間を設けた場合、受理証の有効期限も併せて設定するか。
- 保存期間超過後の再申請を求めるか。求めた場合、申請者の負担が大きくなる。

### ② 保存期間を設けない

【自治体】渋谷区、中野区、豊島区など

- 保存期間を設けず、申請者からパートナーシップ解消の届出等がない限り長期間保存する。
- 宣誓書受理証等の再発行がしやすい。

## 5-2 パートナー解消時の取扱い

---

### 【事務局案】

- ・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。

### ➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、解消の届出及び証明書の返還を求める。

### <審議会が出された意見>

- ・解消手続きは適切な実施をする方法を制度に盛り込むとよい。
- ・解消時は2人でサインして提出する。
- ・解消時に解消届を出した方がよい。

## 《審議経過》

先行自治体では、パートナーシップ解消時には共通して次のような手続きを取る。

- ・届出書類（名称は「返還届」、「解消届」など）を提出
- ・自治体から交付された受理証等を返還

自治体によって手続きが異なるのは以下の点である。

### ①返還手続き前の自治体への事前連絡

- ・パートナーシップの宣誓時と同様にプライバシーに配慮するためか、事前連絡を必要としている自治体もある。

### ②返還手続きが行われた後の対応

- a. 解消の届出があった場合、解消の手続きがあったことを当事者双方に通知する（豊島区）
- b. 1人で届出があった場合、解消の手続きがあったことを自治体が当事者双方に通知する（中野区）
- c. 1人で届出があった場合、パートナーシップ解消の手続きがあったことを、届出をしなかったもう1人の当事者に自治体が通知する（千葉市）
- d. 1人で届出を行った場合、その旨を自ら相手に通知するように求める（渋谷区）
- e. 解消の届出があった場合、受領証等の交付番号を公表する（川崎市）

#### ➤ 検討事項

- ・公正証書の解消の手続きと、パートナーシップ解消届を連動させることが課題である。

## 5-3 転出時の取扱い

---

### 【事務局案】

- ・転出時に届け出る仕組みとする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、転出時に届け出る。

#### ➤ 検討事項

- ・転出することにより、申請要件を欠く場合には、受理証等の返還を求めるか。

## 5-4 パートナー死亡時の返還

### 【事務局案】

- ・死亡時に届け出る仕組みとする。

#### ➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、死亡時に届け出る。

#### ➤ 検討事項

- ・受理証等の返還を求めるか。

### <審議会で出された意見>

- ・相続、財産の問題と同様に、解消するときの方法についても、大きくりで考えることが必要である。
- ・公正証書でお互いの扶養義務や後見等の約束をしたとき、関係が解消された時に制度の終わりど合意の終わりをどうするのかといことは、難しい問題である。公正証書の作成有無に関わらず、合意で書面を作成したとき、書面内容が無効であることをお互いに合意しないと、基本的に解消されない。終わりの着地点をどうするか、何かの合意書と紐づけるのであれば議論しておくべきである。当事者にとっても不測の事態に陥る可能性がある。
- ・変更届を提出する(証明書返却の必要はない)がよい。

### 《審議経過》

#### ① 証明書等を返還する

【自治体】渋谷区、豊島区など

- ・証明書等の返還を求めた場合、当事者にとってパートナーとの関係を示すものが失われてしまう。

#### ② 返却の必要はない

【自治体】港区

- ・「みなとマリアーシュ制度 利用の手引き」に港区は返却の必要はない旨を記載。
- ・世田谷区は要領（要綱）に返還に関する規定がない
- ・自治体がパートナーシップの証明等を行っている以上、当事者が不在となって実質パートナーシップの関係が機能しなくなる場合には、何等かの形でその事実を把握することが必要になる可能性がある。

#### ③ 変更届を提出する(証明書返却の必要はない)

【自治体】千葉市など

- ・千葉市では証明書返却の必要はないが、一方が死亡した場合には届出を出すことになっている。

## 論点6 他の自治体との相互利用について

### 【事務局案】

- ・近隣の状況を踏まえて検討する。

### ➤ 趣旨・説明

- ・相互利用が可能になると、たとえば広域の医師会に何市かの市長が連名でお願いできるメリットがある。

### <審議会で出された意見>

- ・相互利用できるとよいが、他市と横並びにするために武蔵野市の考え方を引っ込めない方がよい。大きなムーブメントになるように、武蔵野市としての考え方を広く知らしめていく1つのムーブメントにする  
とよい。
- ・相互利用するのは近隣自治体とだと思ふ。近隣自治体でパートナーシップ制度を導入したときに、武蔵  
野市が呼びかけて相互利用するとよい。
- ・自治体ごとに温度差がある。横並びで相互利用するのがいいかどうか、検討の価値がある。
- ・相互利用することで、パートナーシップ制度を利用する方の精神的な負担を軽減する、安心感につなが  
ると思うので、進められるとよい。
- ・効果を共有できることのメリットがあるという話があったが、具体的に考えると、市立病院で武蔵野市の  
カードを持っていると、武蔵野市の病院では同意や情報開示はありえるが、世田谷区のカードを持っ  
ていても開示しないということか。そうだとすれば、制度のミニマムなラインが重なり合うところで、市同  
士で話し合ってそのラインを決めるしかない。今すぐできることではないが、やり方としては制度を持  
っている市ごとに話し合うことで、共有部分をつくっていくことが必要だと思ふ。
- ・都内や近隣自治体と調整しながら相互利用できるとよい。たとえば、手引きにカッコで「各市に従いま  
す」など説明を書いたうえで、相互利用をつくる必要があるかと思ふが、積極的に考える方向で制度設  
計するとよい。

## 《審議経過》

### ① 他の自治体との相互利用あり

【自治体】古賀市・福岡市・北九州市の3市間

熊本市・福岡市・北九州市の3市間（古賀市—熊本市の相互連携は現在無し）

横須賀市・鎌倉市・逗子市の3市間

（7月から制度導入予定の岡山市と、既に導入している総社市が相互利用の予定）

- ・市外へ転居しても効力が失われない。
- ・転出してもパートナーシップ制度の申請手続きをし直さなくて良いので、手続き負担や申請を誰かに見られることのリスクが減少する。
- ・パートナーシップを結んでから他の自治体で法律婚をすることを防ぐことができる。  
（パートナーシップ制度の申請時には婚姻の有無が確認できる書類を提出するが、法律婚をするときにはパートナーシップの有無を確認する書類の提出は求められないため）

### 《運用例—横須賀市・鎌倉市・逗子市—》

転出時に継続利用申請を行うことで、転入先でも宣誓が継続し、交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証を継続して使用できるようにし、利用者の手続き負担と精神的な負担の軽減を図る。

- ・現状、横須賀市・鎌倉市・逗子市のパートナーシップ制度対象者の要件はほぼ一致している。横須賀市・逗子市が同居を要件としていないのに対し、鎌倉市は同居を要件としているが、「同一所在地に住所を有することのできない特別な事情がある場合は、この限りではない」とある。

※自治体間相互利用の詳細に関しては以下の通り

（参考：「逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」）

#### 継続利用申請の条件

三市間で二人が同一区域に住所を移動する場合

（「横須賀市パートナーシップ宣誓証明ガイドブック」には「お二人が同じ自治体へ転出する場合のみ、継続使用届出書をご提出できます」とあるので、「同一区域内」は「同一自治体」と考えるのが妥当と思われる。）

#### 交付条件が異なる自治体との相互利用

宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用される。

#### プライバシー保護

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転居した場合の書類の送付は、メールの場合はパスワードの設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用する。

〈参考〉横須賀市・鎌倉市・逗子市における宣誓の対象者の要件

横須賀市	鎌倉市	逗子市
1 成年であること	1 成年に達していること	1 成年であること
2 横須賀市民であること (転入予定の方を含む)	2 互いを人生の伴侶として、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した2人であること。	2 逗子市民であること、または転入を予定していること
3 結婚していないこと及び宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと。	3 双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。	3 結婚していないこと(配偶者がいないこと)
4 近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう)でないこと。(パートナーシップにある方が養子縁組した場合は可能です)	4 住所について次のいずれかに該当すること。 <b>ただし、同一所在地に住所を有することのできない特別の事情がある場合は、この限りではない。</b> ア 双方が鎌倉市内の同一住所に居住しかつ住民登録があること。 イ 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の一方が鎌倉市内の相手方の住所へ転入を予定していること。 ウ 双方が鎌倉市内の同一住所への転入を予定していること。	4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
	5 双方が近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)	5 宣誓者同士が近親者でないこと

➤ 検討事項

- ・パートナーシップ制度の対象者が性的マイノリティに限られていた場合、間接的に性的指向や性自認において性的マイノリティであることが自治体間で共有されてしまう。個人情報保護の観点から考えて、適切か。
- ・連携する自治体をどのように選定するか。
- ・連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や申請書類等を統一する必要がある。
- ・他の自治体との情報共有はどのようにするのか。(システム等)

② 他の自治体との相互連携なし

【自治体】多数

- ・自治体独自の申請要件や効力を定めることができる。
- ・自治体の負担が大きくなる。

➤ 検討事項

- ・転居した場合、申請する当事者の時間的、経済的負担が大きい。